都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の見直しの方向性（案）

資料１

【都市計画マスタープラン】

項目	計画案（第4回検討委員会のとき）	変更後（案）
（第4章 都市の将来目標） 4-1 都市の将来像	「住む人が輝き、人が人を呼び込むまち」	**「黒部の個性を活かし、自然と調和し、活力があり、魅力にあふれるまち」** **※黒部市民憲章より**
（第4章 都市の将来目標） **都市整備の基本方針** 4-2 都~~市整備の柱~~	（1）交通ネットワークを活かしたまちづくり （2）地域（山・里・川・海）の特性を活かしたまちづくり （3）安全で安心して暮らせるまちづくり （4）自然と共生し、景観に配慮したまちづくり	（1）**コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり** （2）地域（山・里・川・海）の特性を活かしたまちづくり （3）安全で安心して暮らせるまちづくり （4）自然と共生し、景観に配慮したまちづくり
（第5章 都市の整備方針） 5-1 将来都市構造 （2）地域区分の設定	【①海岸部】 【②農村部】 【③中心市街地】 【④新幹線駅周辺】 【⑤地鉄沿線】 【⑥中山間地】 【⑦宇奈月温泉】	【①海岸部】 【②農村部】 【③中心市街地 **（黒部駅西側を含める）**】 【④新幹線駅周辺】 【⑤地鉄沿線】 【⑥中山間地】 【⑦宇奈月温泉】
（第5章 都市の整備方針） 5-1 将来都市構造 **（3）市民の活力や暮らしを支える拠点**	－	**＜都市拠点＞** **【中心市街地】** **＜地域拠点＞** **【新幹線駅周辺】** **【道の駅KOKOくろべ周辺】** **【宇奈月温泉】** **＜生活拠点＞** **周辺部に住む市民の社会経済活動を守り、支える拠点**

項目	計画案（第4回検討委員会のとき）	**変更後（案）**
（第5章 都市の整備方針） 5-2土地利用の方針	【全体】 無秩序な市街化を防止 【中心市街地】 都市機能と居住を誘導 【あいの風黒部駅・生地駅周辺】 居住を維持、必要な都市機能を誘導 【地鉄各駅周辺】 居住と生活利便性を維持 【道の駅KOKOくろべ周辺】 開発需要を踏まえた適切な土地利用 【新幹線駅周辺】 景観に配慮した土地利用	【全体】 無秩序な市街化を**抑制。民間投資は中心市街地等の拠点に誘導し、都市機能を集約** 【中心市街地**（黒部駅西側含む）**】 都市機能と居住を誘導 【あいの風生地駅周辺】 **世界的な製造業や産業観光等を特色とした拠点を形成** 【地鉄各駅周辺】 **鉄道の利便性**と生活利便性を維持 【道の駅KOKOくろべ周辺】 **集客力のある商業施設等による賑わい拠点の形成** 【新幹線駅周辺】 **新幹線利用者の利便性を考慮しながら、県東部の玄関口として必要な都市機能を誘導** **【生活拠点】** **既存の都市機能を維持し、生活利便性を確保**
（第7章 実現化の方策） 7-1基本的な考え方 7-2これからのまちづくり	○市民協働によるまちづくり ○市内外との連携 ○まちづくりの進行管理	○適切な土地利用の誘導を図る上でのしくみと運用 ○市民協働によるまちづくり ○まちづくりの進行管理

【立地適正化計画】

項目	現行の計画	変更後（案）
まちづくりの方針	「コンパクトかつ公共交通等ネットワークが充実したまちづくり	「コンパクトかつ公共交通等ネットワークが充実したまちづくり」
基本方針	○中心拠点（中心市街地） 　居住・都市機能を誘導 ○生活拠点（鉄道駅周辺及び海岸部の市街地） 　中心市街地との連携強化により生活の利便性を確保し、居住を維持 ○生活拠点（集落部） 　自然や農地と調和しつつ、居住を維持。中心市街地や鉄道駅との連携も図る。	○中心拠点（中心市街地） 　居住・都市機能を誘導 ○生活拠点（鉄道駅周辺及び海岸部の市街地） 　中心市街地との連携強化により生活の利便性を確保し、居住を維持 ○生活拠点（集落部） 　自然や農地と調和しつつ、居住を維持。中心市街地や鉄道駅との連携も図る。
居住誘導区域・都市機能誘導区域	別紙のとおり	**あいの風とやま鉄道黒部駅西側へ区域を拡大**

（参考：基本とする都市計画の考え方）

・人口減少や高齢化の進行に対応し、持続的な都市づくりをする上での「コンパクト・プラス・ネットワーク」の推進
・北陸新幹線開業や8号バイパス開通などがもたらす人流・物流の変化への対応
・「中心市街地」「新幹線駅周辺」「道の駅KOKOくろべ周辺」「宇奈月温泉」を拠点に
・中山間地など既存集落を市民生活が営まれる拠点として維持していく
・持続可能で利便性の高い公共交通網の構築